

千葉市における千葉県青少年健全育成条例に基づく立入調査員指定要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、千葉市千葉県青少年健全育成条例第23条の4第1項に規定する当該職員の範囲を定める規則（平成26年千葉市規則第60号。以下「規則」という。）第2条第1項の規定による立入調査等を行う職員（以下「立入調査員」という。）の指定について、必要な事項を定めるものとする。

(指定)

第2 立入調査員は、青少年サポートセンターの職員のうち、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職員であって、青少年対策事務を担当している者から指定する。

(調査員証の交付・返還)

第3 市長は、立入調査員の指定を行ったときは、規則第2条第2項の調査員証を交付するものとする。

2 立入調査員の指定の解除を受けた者は、遅滞なく調査員証を返還しなければならない。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。